〔質屋営業／個人営業者用〕

誓　　　約　　　書

私は、質屋営業法第３条第１項第４号に掲げる

　精神機能の障害により質屋の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを誓約します。

　　　年　　　月　　　日

岩手県公安委員会　殿

氏　名